



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月4日火曜日 第2088号

◇ 目次 ◇
規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....	725
告 示	
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（4件）.....	741
土地改良事業の工事の完了.....	742

漁業免許の内容等の公示.....	742
土地改良事業の工事完了の届出.....	742

正 誤

平成21年7月24日付け第2085号愛媛県告示第984号（農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認）中.....	743
--	-----

規 則

○愛媛県規則第46号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年8月4日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（沿岸漁業改善資金の貸付け）	（沿岸漁業改善資金の貸付け）
<p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、<u>法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）及び農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）に対して、</u>経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等及び一認定中小企業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）<u>に</u>定めるもののほか、この規則に定めるところにより、<u>沿岸漁業従事者等</u> <u>に対して、</u>経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等 <u>ごとの</u>限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	1 自動操だ装置の設置費用	5,000,000円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき500,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置する場合には1台につき1,300,000円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、農工商等連携促進法第13条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。） バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
	2 遠隔操縦装置の設備費用		
	3 レーダーの設置費用		
	4 自動航跡記録装置の設置費用		
	5 GPS受信機の設置費用		
2 動力式つり機その他漁ろ作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 動力式つり機の設置費用	5,000,000円（動力式つり機を設置する場合には1セットにつき800,000円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき1,200,000円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき1,200,000円、カラー魚群探知機を設置する場合には1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合には1台につき1,500,000円、巻取りウインチの設置費用は1台につき1,800,000円、巻取りウインチを	7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、農工商等連携促進法第13条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。） バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
	2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用		
	3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用		
	4 漁業用ソーナーの設置費用		
	5 カラー魚群探知機の設置費用		
	6 海水冷却装置の設置費用		
	7 巻取りウインチの設置費用		
	8 放電式集魚灯の設置		

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	1 自動操だ装置の設置費用	5,000,000円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき500,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置する場合には1台につき1,300,000円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、農工商等連携促進法第13条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。） バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
	2 遠隔操縦装置の設備費用		
	3 レーダーの設置費用		
	4 自動航跡記録装置の設置費用		
	5 GPS受信機の設置費用		
2 動力式つり機その他漁ろ作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 動力式つり機の設置費用	5,000,000円（動力式つり機を設置する場合には1セットにつき800,000円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき1,200,000円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき1,200,000円、カラー魚群探知機を設置する場合には1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合には1台につき1,500,000円、巻取りウインチの設置費用は1台につき1,800,000円、巻取りウインチを	7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、農工商等連携促進法第13条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。） バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
	2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用		
	3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用		
	4 漁業用ソーナーの設置費用		
	5 カラー魚群探知機の設置費用		
	6 海水冷却装置の設置費用		
	7 巻取りウインチの設置費用		
	8 放電式集魚灯の設置		

	費用 9 漁業用クレーンの設置費用	設置する場合に あつては1台につき700,000円 (<u>漁業共同改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者が貸付けを受ける場合に</u> あつては、3,000,000円)、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき2,000,000円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき4,000,000円)			費用 9 漁業用クレーンの設置費用	設置する場合に あつては1台につき700,000円 (<u>第5条第1項ただし書に規定する</u> _____者が貸付けを受ける場合に)あつては、3,000,000円)、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき2,000,000円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき4,000,000円)	
3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	1 補機関(動力取り出し装置付き推進機関を含む。以下同じ。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用	5,000,000円(補機関を設置する場合にあつては1台につき4,000,000円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき1,000,000円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。) ただし、 <u>農工商等連携促進法第13条の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</u> 、 <u>バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</u>	3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	1 補機関(動力取り出し装置付き推進機関を含む。以下同じ。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用	5,000,000円(補機関を設置する場合にあつては1台につき4,000,000円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき1,000,000円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式に	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会(平成13年5月25	25,000,000円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき24,000,000円、定速装置を設置	7年以内(据置期間1年以内を含む。) ただし、 <u>農工商等</u>	4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式に	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会(平成13年5月25	13,000,000円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき12,000,000円、定速装置を設置	7年以内(据置期間1年以内を含む。) _____ _____

る漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金

の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、採捕できる水産動物の体長の制限等をいう。以下同じ。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用

2 資源管理措置と併せて、低利用・未利用資源の開発及び利用並びに漁獲物の付加価値の向上を行う場合における次に掲げる費用

(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用

(2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等

の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

る漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金

の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、採捕できる水産動物の体長の制限等をいう。以下同じ。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用

2 資源管理措置と併せて、低利用・未利用資源の開発及び利用並びに漁獲物の付加価値の向上を行う場合における次に掲げる費用

(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用

(2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等

	又は加工 のための 設備（加 工機械、 選別機、 洗浄機、 包装機、 冷凍冷蔵 庫等を含 む。）の 設置費用					又は加工 のための 設備（加 工機械、 選別機、 洗浄機、 包装機、 冷凍冷蔵 庫等を含 む。）の 設置費用		
7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量又は方法を改善し、及び漁網防汚剤その他の薬品の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量又は方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性生けす、金網生けす、自動網生けす洗浄機、付着物駆除用生	20,000,000円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、12,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。） ただし、 <u>農商工等連携促進法第13条の場合にあつては12年以内</u> （据置期間5年以内を含む。） 、 <u>バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内</u> （据置期間3年以内を含む。）	7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量又は方法を改善し、及び漁網防汚剤その他の薬品の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量又は方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性生けす、金網生けす、自動網生けす洗浄機、付着物駆除用生	20,000,000円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、12,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）	

	物培養器、 酸素供給装 置、水流発 生装置、ば つ気装置等 の設置費用 3 1又は2 に規定する 機器等の購 入又は設置 に関連して 必要な餌料 成分分析 機、水質測 定機、底質 測定機、残 留検査機 器、肉質検 査機器、蓄 養施設、医 薬品、飼 料、水産廃 棄物高度処 理機、ワク チン注射装 置、固形物 回収装置、 水質ロガ ー、漁業管 理ソフト等 の購入費用 又は設置費 用		
8 ~ 13	省略		

	物培養器、 酸素供給装 置、水流発 生装置、ば つ気装置等 の設置費用 3 1又は2 に規定する 機器等の購 入又は設置 に関連して 必要な餌料 成分分析 機、水質測 定機、底質 測定機、残 留検査機 器、肉質検 査機器、蓄 養施設、医 薬品、飼 料、水産廃 棄物高度処 理機、ワク チン注射装 置、固形物 回収装置、 水質ロガ ー、漁業管 理ソフト等 の購入費用 又は設置費 用		
8 ~ 13	省略		

2 省略

3 青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1・2	省略		
3	農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始	漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用及び漁具、種苗、餌料等の購入費用。ただし、漁船の建造又は取得の費用	20,000,000円(漁業共同改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者が貸付けを受ける場合にあっては50,000,000円、一の区分された沿岸漁業部門の経営

2 省略

3 青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1・2	省略		
3	農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始	漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用及び漁具、種苗、餌料等の購入費用。ただし、漁船の建造又は取得の費用	20,000,000円(第5条第1項ただし書に規定する者が貸付けを受ける場合にあっては50,000,000円、一の区分された沿岸漁業部門の経営

するのに必要な資金	は、沿岸漁業を承継した者又はこれを承継することが見込まれる者については、対象としない。	を新たに開始する場合にあつては8,000,000円)	は12年以内(据置期間3年以内を含む。)
-----------	---	----------------------------	----------------------

するのに必要な資金	は、沿岸漁業を承継した者又はこれを承継することが見込まれる者については、対象としない。	を新たに開始する場合にあつては8,000,000円)	
-----------	---	----------------------------	--

(貸付金の合計額の限度)

第3条 一沿岸漁業従事者等及び一認定中小企業者ごとの貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その認められた額とする。

(借受資格)

第5条 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者であつて、各資金の種類に属する貸付けの内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として貸付基準に定めるものとする。

(1) 沿岸漁業 _____

_____の従事者

(2)・(3) 省略

(4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に規定する措置を

行う認定中小企業者であつて、次のいずれにも該当しないもの

ア 金融業又は保険業を営むもの

イ 融資機関から取引の停止の措置を受けているもの又は手形若しくは小切手の不渡りがあつたときから6箇月を経過していないもの

ウ 暴力的不法行為を行うもの

エ 申込みの際し、金融業等を営む者への仲立ち、取次ぎ等の活動を行う第三者を関与させ、又は関与させようとするもの

オ 事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けないで、当該事業を行つているもの

2 省略

(貸付けの申請)

第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号。以下「貸付申請書」という。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)(農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業(以下「農商工等連携事業」という。)にあつては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を含む。)を添え、その者(認定中小企業者の場合にあつては、農商工等連携事業を連携して実施する沿岸漁業従事者等)の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとする者が漁業協同組合若しくは漁業生産組合である

(貸付金の合計額の限度)

第3条 一沿岸漁業従事者等 _____ごとの貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その認められた額とする。

(借受資格)

第5条 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者であつて、各資金の種類に属する貸付けの内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として貸付基準に定めるものとする。ただし、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金にあつては、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う者のうち、その作成した漁業共同改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者を含むものとする。

(1) 沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業を除く。以下この項において

同じ。)の従事者

(2)・(3) 省略

2 省略

(貸付けの申請)

第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号。以下「貸付申請書」という。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号) _____を添え、その者 _____の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとする者が漁業協同組合若しくは漁業生産組合である

とき、又は貸付申請書を漁業協同組合を經由して提出することができないものであるときは、地方局長を經由して知事に提出するものとする。

2・3 省略

(事業実施報告書等)

第11条 省略

2・3 省略

4 第2項の場合において、借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

Table with 3 columns: 1 機器等につき船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6第1項の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。(1) 省略 (2) 省略 2・3 省略

様式第1号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付申請書

Form for loan application with columns for applicant details, guarantor, and a 12-year repayment schedule table.

注 省略

様式第2号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書 様式第2号(その1)

Table for equipment purchase plan with columns for applicant name, equipment type, quantity, unit price, and total cost.

とき、又は貸付申請書を漁業協同組合を經由して提出することができないものであるときは、地方局長を經由して知事に提出するものとする。

2・3 省略

(事業実施報告書等)

第11条 省略

2・3 省略

4 第2項の場合において、借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

Table with 3 columns: 1 機器等につき船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の3の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。(1) 省略 (2) 省略 2・3 省略

様式第1号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付申請書

Form for loan application with columns for applicant details, guarantor, and a 10-year repayment schedule table.

注 省略

様式第2号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書 様式第2号(その1)

Table for equipment purchase plan with columns for applicant name, equipment type, quantity, unit price, total cost, and application amount.

記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

設置計画	資金種類	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	装備する漁船		購入又は設置の予定時期
						登録番号	船名	
							登録番号	
							船名	
							総トン数	
							漁業種類	
							進水年月日	
							所有者氏名	

記載要領 1 資金種類の別欄は、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）第2条第1項の表第1号から第4号まで及び第8号から第13号までに掲げる資金の種類を記載すること。
 2～4 省略
 5 機器等の内容欄は、機器等の性能及び出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記載すること。

資金計画	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円

注 1 この計画書は、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第1号から第4号まで及び第8号から第13号までに掲げる資金の場合に使用すること。
 2 省略
 3 次の書類（申請者が認定中小企業者の場合は、(2)の書類を除く。）を添付すること。ただし、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第8号から第12号までに掲げる資金の場合には、(2)の書類は、添付を省略することができる。
 (1)・(2) 省略

別紙 省略

様式第2号（その2）

省略	
総括表	省略
	養殖水産動物の種類

設置計画	資金種類	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	員数	装備する漁船		購入又は設置の予定時期
							登録番号	船名	
							登録番号		
							船名		
							総トン数		
							漁業種類		
							進水年月日		
							所有者氏名		

記載要領 1 資金種類の別欄は、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）第2条第1項の表第1号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる資金の種類を記載すること。
 2～4 省略

資金計画	購入設置費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
		千円	千円	千円

注 1 この計画書は、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第1号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる資金の場合に使用すること。
 2 省略
 3 次の書類 _____ を添付すること。ただし、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第8号から第11号までに掲げる資金の場合には、(2)の書類は、添付を省略することができる。
 (1)・(2) 省略

別紙 省略

様式第2号（その2）

省略			
総括表	省略		
	養殖水産動物の種類	申請額	千円

省略			
記載要領 1 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。			
2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。			
3 省略			
4 省略			
資金計画	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円

注 1・2 省略
 3 様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、添付を要しない。

様式第2号(その3)

省略					
総括表	申請者の氏名又は名称	購入設置する機器等			購入設置費
		種類名称	台数	単価	
				円	千円
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。					
実施計画	1 資源管理措置	(1) 資源管理の内容			
		省略			
	その他				
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。				
	(2) 省略				
2 低利用・未利用資源の開発及び利用	(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用の内容				
	省略				
	開発及び利用の方法				
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。				
	(2) 省略				
3 付加価値向上	(1) 活魚出荷を行う場合	ア 活魚出荷の内容			
		省略			
	活魚出荷の方法				
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれ				

省略				
記載要領				
1 省略				
2 省略				
資金計画	購入設置費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円	千円

注 1・2 省略
 3 様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。

様式第2号(その3)

省略						
総括表	申請者の氏名又は名称	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
		種類名称	台数	単価		
				円	千円	千円
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。						
実施計画	1 資源管理措置	(1) 資源管理の内容				
		省略				
	その他					
	(2) 省略					
2 低利用・未利用資源の開発及び利用	(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用の内容					
	省略					
	開発及び利用の方法					
	(2) 省略					
3 付加価値向上	(1) 活魚出荷を行う場合	ア 活魚出荷の内容				
		省略				
	活魚出荷の方法					
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれ					

		れの取組内容を記載すること。	
		イ 省略	
	(2) 加工を行う場合	ア 加工の内容	
		省略	
		加工の方法	
		記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取組内容を記載すること。	
		イ 省略	
資金計画	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円

注1・2 省略

3 資源管理に関する取決めの写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、同様式(その1)別紙の収支計画書の添付を要しない。

様式第2号(その4)

省略					
総括表	申請者の氏名又は名称	購入設置する機器等			購入設置費
		種類名称	台数	単価	
				円	千円
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。					
実施計画	1 漁場環境適正化管理の内容	省略			
		その他			
		記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。			
	2 養殖漁場環境の悪化防止措置	(1) 投餌の内容、量又は方法の改善の内容			
		省略			
		改善後の投餌の状況			
		記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。			
	(2) 省略				
3 養殖魚の安全性の確保	(1) 薬品又は漁網防汚剤の使用の適正化の内容				
	省略				
	改善後の使用状況				
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連				

		イ 省略		
		イ 省略		
	(2) 加工を行う場合	ア 加工の内容		
		省略		
		加工の方法		
		イ 省略		
資金計画	購入設置費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円	千円

注1・2 省略

3 資源管理に関する取決めの写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。

様式第2号(その4)

省略						
総括表	申請者の氏名又は名称	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
		種類名称	台数	単価		
				円	千円	千円
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。						
実施計画	1 漁場環境適正化管理の内容	省略				
		その他				
		記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。				
	2 養殖漁場環境の悪化防止措置	(1) 投餌の内容、量又は方法の改善の内容				
		省略				
		改善後の投餌の状況				
		記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。				
	(2) 省略					
3 養殖魚の安全性の確保	(1) 薬品又は漁網防汚剤の使用の適正化の内容					
	省略					
	改善後の使用状況					
	記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、連					

保 措 置	携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。		
	(2) 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等		
	種 類	省略	
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。			
4 省略			
資 金 計 画	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円

注 1～3 省略

4 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、同様式(その1)別紙の収支計画書の添付を要しない。

様式第2号(その5)

省略				
資 金 計 画	総事業費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円	千円
省略				

注 省略

様式第2号(その6)

省略				
資 金 計 画	総事業費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円	千円
省略				

注 省略

様式第2号(その7)

省略				
総 括 表	省略			
	申請額	人 千円		
	省略			
省略				

注 省略

様式第2号(その8)

省略				
----	--	--	--	--

保 措 置	携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。			
	(2) 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等			
	種 類	省略		
記載要領 申請者が認定中小企業者の場合は、携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。				
4 省略				
資 金 計 画	購入設置費	資金調達方法		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	千円	千円	千円	千円

注 1～3 省略

4 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書を添付すること。

様式第2号(その5)

省略					
資 金 計 画	総事業費	資金調達方法			備考
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	千円	千円	千円	千円	
記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫及び独立行政法人住宅金融支援機構からの資金の借入れの有無等を記載すること。					
省略					

注 省略

様式第2号(その6)

省略					
資 金 計 画	総事業費	資金調達方法			備考
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	千円	千円	千円	千円	
省略					

注 省略

様式第2号(その7)

省略				
総 括 表	省略			
	申請額	人 千円		
	省略			
省略				

注 省略

様式第2号(その8)

省略				
----	--	--	--	--

総括表	申請者の氏名又は名称	購入する機器等			購入費
		種類名称	台数	単価	
				円	千円
省略					
資金計画	資金調達方法				
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他		
	千円	千円	千円		

注 省略

様式第2号(その9)

省略						
総括表	省略					
	開始する漁業の種類				申請額	千円
	省略					
省略						
資金計画	年次	事業の内容		資金調達方法		
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	1年目		千円	千円	千円	千円
	2年目		千円	千円	千円	千円
	3年目		千円	千円	千円	千円
	合計		千円	千円	千円	千円
省略						

注 省略

様式第2号(その10)

省略						
総括表	省略					
	養殖水産動物の種類				申請額	千円
	省略					
省略						
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法		
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	1年目		千円	千円	千円	千円
	2年目		千円	千円	千円	千円
	3年目		千円	千円	千円	千円
	合計		千円	千円	千円	千円
省略						

注 省略

様式第2号(その11)

省略					
総括表	省略				
	開始する漁業の種類				申請額

総括表	申請者の氏名又は名称	購入する機器等			購入費	申請額
		種類名称	台数	単価		
				円	千円	千円
省略						
資金計画	購入費	資金調達方法				
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他		
	千円	千円	千円	千円		

注 省略

様式第2号(その9)

省略							
総括表	省略						
	開始する漁業の種類				申請額	千円	
	省略						
省略							
資金計画	年次	事業の内容		資金調達方法			備考
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	1年目		千円	千円	千円	千円	
	2年目		千円	千円	千円	千円	
	3年目		千円	千円	千円	千円	
	合計		千円	千円	千円	千円	
省略							

注 省略

様式第2号(その10)

省略							
総括表	省略						
	養殖水産動物の種類				申請額	千円	
	省略						
省略							
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法			備考
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	1年目		千円	千円	千円	千円	
	2年目		千円	千円	千円	千円	
	3年目		千円	千円	千円	千円	
	合計		千円	千円	千円	千円	
省略							

注 省略

様式第2号(その11)

省略						
総括表	省略					
	開始する漁業の種類				申請額	千円

省略					
省略					
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法	
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金
	1年目		千円	千円	千円
2年目		千円	千円	千円	千円
3年目		千円	千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円	千円

注 省略

様式第2号(その12)

省略					
総括表	省略				
	開始する漁業の種類			申請額	千円
	省略				
省略					
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法	
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金
	1年目		千円	千円	千円
2年目		千円	千円	千円	千円
3年目		千円	千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円	千円

注 省略

様式第3号(第8条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

省略			
償還方法	償還期日	金額	摘要
	省略		
	第10回 年 月 日	省略	
	第11回 年 月 日	千円	
	第12回 年 月 日	千円	
省略			

様式第5号(第9条関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

収入印紙 ちょう付欄	受取年月日		年 月 日
	貸付	番 号	第 号
	決定	年 月 日	年 月 日
沿岸漁業改善資金借用証書			
省略			
借入金額	償還期	省略	
千円	日及び	第10回	省略
償還期限	償還額	第11回	年 月 日 千円
年 月 日		第12回	年 月 日 千円

省略						
省略						
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法		備考
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	
	1年目		千円	千円	千円	
2年目		千円	千円	千円	千円	
3年目		千円	千円	千円	千円	
合計		千円	千円	千円	千円	

注 省略

様式第2号(その12)

省略						
総括表	省略					
	開始する漁業の種類			申請額	千円	
	省略					
省略						
資金計画	年次	事業内容		資金調達方法		備考
		機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	
	1年目		千円	千円	千円	
2年目		千円	千円	千円	千円	
3年目		千円	千円	千円	千円	
合計		千円	千円	千円	千円	

注 省略

様式第3号(第8条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

省略			
償還方法	償還期日	金額	摘要
	省略		
	第10回 年 月 日	省略	
	省略		
省略			

様式第5号(第9条関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

収入印紙 添付欄	受取年月日		年 月 日
	貸付	番 号	第 号
	決定	年 月 日	年 月 日
沿岸漁業改善資金借用証書			
省略			
借入金額	償還期	省略	
千円	日及び	第10回	省略
償還期限	償還額	第11回	年 月 日 千円
年 月 日		第12回	年 月 日 千円

省略

注 省略

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 愛媛県(以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、乙に対し直ちに債務の全部又は一部を弁済させる。

(1)・(2) 省略

(3) 仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

(4) 支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき、又は清算を開始したとき。

(5) 租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(6) 甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。

(7) この借入金により改良し、又は取得した機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

(8) 省略

(9) 省略

第2条～第9条 省略

様式第7号(第12条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

Table with columns for '当初の償還方法' and '変更後の償還方法', and rows for '省略', '第10回', '第11回', '第12回' with sub-columns for '償還期日' and '金額'.

注 省略

様式第8号(第13条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

Table with columns for '当初の償還方法' and rows for '省略', '第10回' with sub-columns for '償還期日' and '金額'.

省略

注 省略

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 愛媛県(以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、乙に対し直ちに債務の全部又は一部を弁済させる。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

第2条～第9条 省略

様式第7号(第12条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

Table with columns for '当初の償還方法' and '変更後の償還方法', and rows for '省略', '第10回' with sub-columns for '償還期日' and '金額'.

注 省略

様式第8号(第13条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

Table with columns for '当初の償還方法' and rows for '省略', '第10回' with sub-columns for '償還期日' and '金額'.

	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	償還期日		金額
	省略		
	第10回	省略	
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円

変更後の償還方法	償還期日		金額
	省略		
	第10回	省略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第2条第1項の表第1号から第7号までの項及び同条第3項の表第3号の項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付金の限度額及び償還期間について適用し、同日前に貸付けの決定を行った経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第7号及び様式第8号の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第7号及び様式第8号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1015号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市下林、則之内、松瀬川及び井内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 8 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・東温地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 8 月 5 日から 9 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁及び川内支所

○愛媛県告示第1016号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市上村、志津川及び井内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 8 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東温地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 8 月 5 日から 9 月 1 日まで
- 3 縦覧場所

東温市役所本庁及び川内支所

○愛媛県告示第1017号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市上村地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 8 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・東温地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 8 月 5 日から 9 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第1018号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市樋口及び志津川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 8 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・東温地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 8 月 5 日から 9 月 1 日まで
- 3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1019号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 8月 4日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	平山第2地区	平成21年3月24日

○愛媛県告示第1020号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成21年 8月 4日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇特区第350号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市坂下津、白浜地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オD、Bカ及びカアの7直線とB D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市白浜 184 番地新田北角の標識
- B 宇和島市白浦黒鼻西端
- C 宇和島市坂下津外海老崎丙 1 番 7 新田東角
- D 宇和島市坂下津甲18番地の3地先前棧橋付根

E 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識

F 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室

点 ア Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し線とFから宇和島市石心漁港東防波堤突端見通し線との交点

イ Fから宇和島市石心漁港東防波堤突端見通し470メートルの点

ウ Eから真方位297度30分見通し460メートルの点

エ EからC見通し350メートルの点

オ Dから宇和島市大浦甲2179番地の19西角見通し線とCからE見通し線との交点

カ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し50メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和

海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 宇特区第351号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市白浜地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根

B 宇和島市白浜漁港防波堤突端

C 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室

点 ア Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し線とCから宇和島市石心漁港東防波堤突端見通し線との交点

イ Bから宇和島市百之浦西防波堤突端見通し線とCから宇和島市石心漁港東防波堤突端見通し線との交点

ウ Bから真方位6度30分見通し160メートルの点

エ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し160メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成22年1月1日

3 申請期間

平成21年8月4日から平成21年11月16日まで

4 存続期間

平成22年1月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鬼北町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 8月 4日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	大宿地区	平成20年1月31日
農地保全事業	大宿地区	平成20年2月12日
農業用道路整備事業	大宿地区	平成20年2月12日
農業用排水施設整備事業	大宿地区	平成20年3月20日

正 誤

○正 誤

平成21年 7月24日付け第2085号愛媛県告示第 984 号（農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認）中

ページ	箇 所	誤	正
710	表中 承認年月日欄	平成20年 7月14日	平成21年 7月14日